

令和4年10月15日(土) 野村農林水産大臣現地御視察資料

国営諫早湾干拓事業について

長崎県

(令和4年10月)

目 次

諫早湾干拓事業の経緯及び現状	1
開門問題について	1 7
本県・地元が国に求めていること	2 9

諫早湾干拓事業の経緯及び現状

諫早湾干拓事業の目的



雲仙多良シーライン(潮受堤防) 約7km
月約12万台が利用

南部排水門(約50m)

旧海岸線

北部排水門(約200m)

旧海岸線

いさはや新池(調整池) 約2600ha

中央干拓地
約580ha

小江干拓地
約90ha

営々と干拓を繰り返して築かれてきた背後地
約600年間で、3500haの干拓地が造成され
うち2700haは、標高2.5m以下の低平地

干拓事業の目的

防災機能の強化

全長約7kmの潮受堤防により水位を低く管理された調整池の設置により、高潮・洪水や常時の排水不良等に対する防災効果を強化。

優良農地の造成

平坦で大規模な農地において、調整池からの安定した農業用水を利用し、環境に優しい農業による先駆的な農業経営を推進。

諫早平野は6百年前から干潟、干拓、干潟、干拓を繰り返してきた特異な地域
(50年に一度は干拓)

有明海の潮流は反時計回り

図-1



干潟の形成

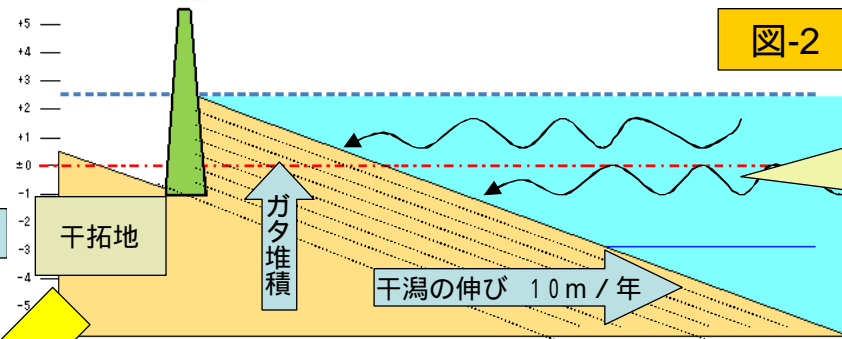
ガタ土が5~6cm/年堆積し、
干潟が約10m/年沖合へ伸びる

(m)

+7
+6
+5
+4
+3
+2
+1
±0
-1
-2
-3
-4
-5

5.5m

図-2



筑後川など有明海に
流入する河川から
搬出された土砂が
潮流で運ばれ堆積

干拓が繰り返し行われ諫早平野を形成

図-3

6百年前から、干潟→干拓→
干潟→干拓が繰り返され、
約3,500haの土地が干拓に
より拡大



排水樋門前のガタ土の堆積状況

図-4



堆積したガタ土を人力で除去していた



諫早湾周辺は集中豪雨が発生しやすい、台風の通り道という災害を受けやすい地域

- 1 諫早平野は、東シナ海からの湿った風が収束し、集中豪雨を発生しやすい独特の地形です。
- 2 諫早湾沿岸地域は日本に接近・上陸した台風のうち、約5割が接近している台風の通り道で、海岸沿いの低平地は高潮被害に苦しんでいました。

図 - 1 東シナ海からの湿った風が湿舌となり大雨をもたらす

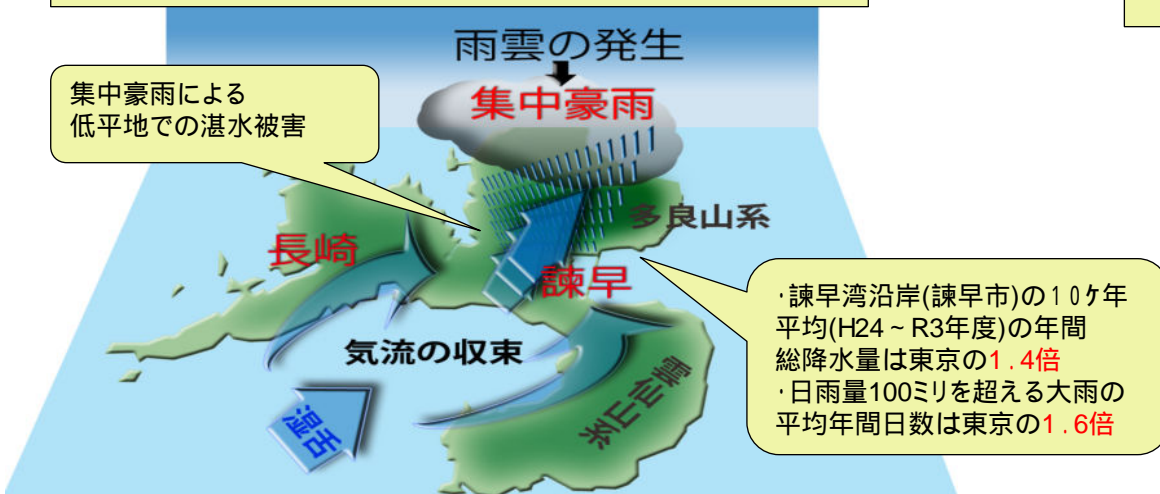


図 - 2 2004年の日本上陸台風10個のうち5個が諫早に影響

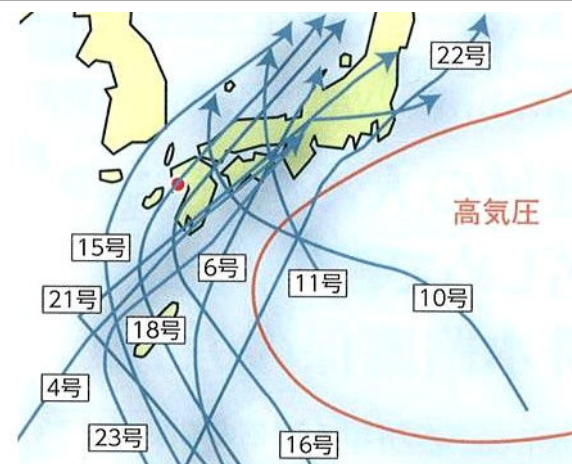


図 - 3 昭和32年諫早大水害に遭い屋根で救助を待つ住民



図 - 4 昭和60年8月 高潮被害(台風13号)の状況(諫早市川内町)

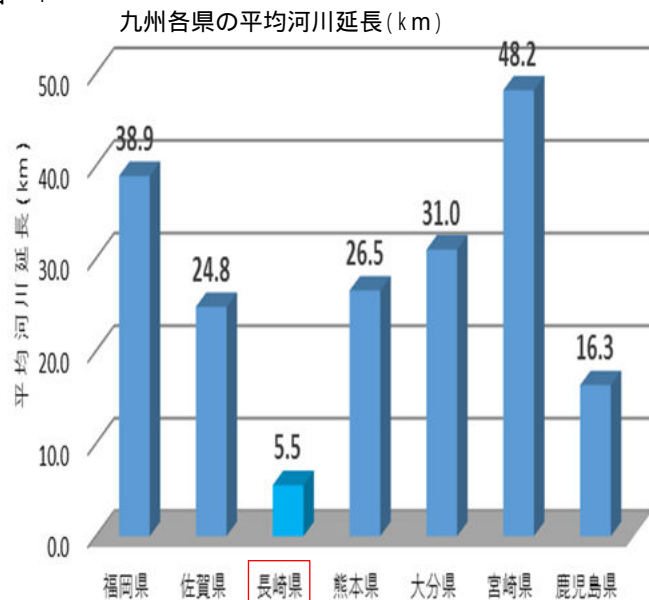


河川水や地下水などを水源とすることが困難な地域

- 1 干拓地は、海を干して造成するため水源が確保できず、周辺の河川等に求めざるを得ない土地である。
- 2 さらに、長崎県の河川は、延長が短く、水量が少ない。(図 - 1)
- 3 その水源を地下水に求めた場合には、汲み上げによる地盤沈下が大きな問題となり、この周辺の森山干拓では8年で140mmも沈下した場所があります。
平成11年以降は調整池の淡水化に伴い、背後地の水源への海水の浸入が無くなった為、農業用水への利用が可能となり、地下水の汲み上げが減少したことで、地盤沈下が沈静化しているところ。(図 - 2)

1 長崎県の河川は、延長が短い

図 - 1



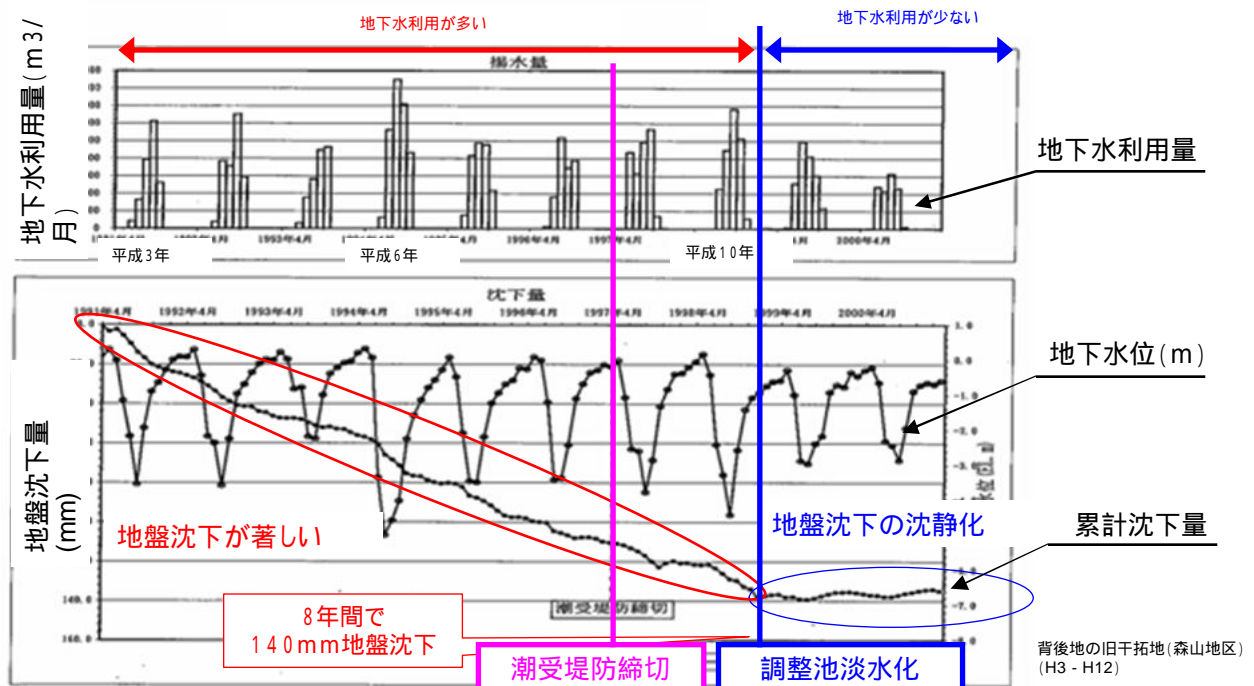
出典：国土交通省 河川データブック2020
平均河川延長 = (一級 + 二級河川延長) / (一級 + 二級水系数)

長崎県の平均河川長は、5.5 kmで、九州で一番短い県である。
長崎県内一の河川
本明川 流域面積 249km² (利根川比 1.5%)
幹線流路延長 28km (" 8.7%)

2 地下水利用と地盤沈下

平成10年までは、地下水を多く利用したため、地盤沈下が著しい傾向を示している。
平成11年以降、調整池が淡水化し、地下水の汲み上げが減少したことで、地盤沈下が沈静化している。

図 - 2 地下水利用と地盤沈下量の相関



ガタ土の堆積・災害・水不足の長年の問題の解消に取り組む諫早湾干拓事業

- 1 当初、戦後の食料不足を解消する食料増産を目的にスタートしたが、「ガタ土堆積・災害・水不足の解消」と「農業振興」の2つの目的を一貫して実現しようとしてきたのが諫早湾干拓事業です。
- 2 S57年までは、背後地の防災・水源開発と農業振興を両輪とし、工業立地、淡水漁業も含めた地域開発計画として拡大された。さらに水不足に悩まされている長崎市等周辺市町への都市用水も追加されました。
- 3 S57年の打切り、漁業関係者等との調整等を経て、S61年には干拓でできた諫早平野の宿命である**高潮・洪水に対する防災**と**用水が確保された優良農地の確保**の2つの柱に限定して念願の干拓事業に着手されました。
- 4 H14年には更に、環境への一層の配慮と工期厳守等のため干陸規模を縮小し、H20年3月に完成しています。

S27

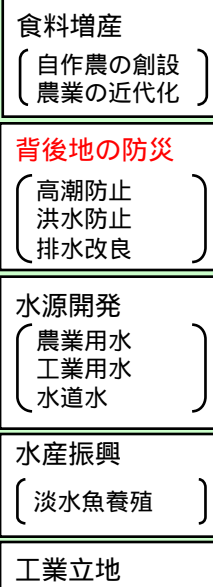
長崎大干拓構想

食料増産

戦後の食料不足の中で
県民の食料を確保

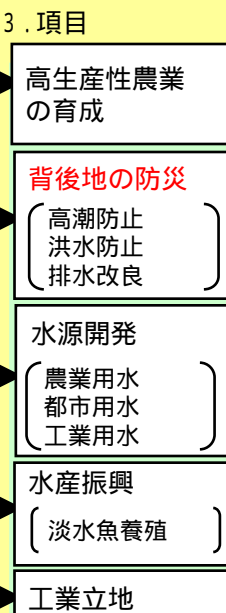
S39長崎干拓事業

1. 目的
食糧供給、地域開発
2. 事業概要
・干拓面積 10,090ha
・干陸面積 6,720ha
3. 項目



S45長崎南部 総合開発事業

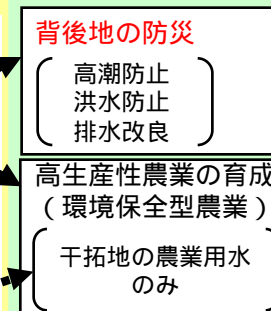
1. 目的
農業と商工業の振興
2. 事業概要
・干拓面積 8,470ha
・干陸面積 4,850ha
・都市用水 20万t
3. 項目



S57 打切り

背後地の防災重視の計画に見直し

1. 目的
・防災対策
・用水が確保された優良農地造成
2. 事業概要
・干拓面積 3,550ha
・干陸面積 1,635ha
うち農地面積 1,477ha
3. 項目



S61諫早湾干拓事業

- 事業及び調査・検討の経過
- S61.12月 事業着手(～S63.3漁業補償契約完了)
H 9. 4月 潮受堤防の締切
H11. 3月 潮受堤防完成
H13 再評価
H14. 6月 **規模縮小見直し**
- ・防災機能の十分な発揮
 - ・概成しつつある農地の早期利用(1/2に縮小)
 - ・環境への一層の配慮
 - ・予定工期の順守(H18年度)
- 干拓面積 3,542ha
干陸面積 942ha
うち農地面積672ha

事業計画の変遷

凡 例

- 潮受堤防線
- 長崎干拓事業
- 長崎南部総合開発事業
- 諫早湾干拓事業
- 干拓範囲
- 長崎干拓事業
- 長崎南部総合開発事業
- 諫早湾干拓事業(当初計画)
- 諫早湾干拓事業(第2回変更)

6

H19

完成 干拓農地

672 ha

を長崎県農業振興公社が51億円で取得

H20

農業者に干拓農地をリリースし、営農開始

諫早湾干拓事業の漁業への影響に対する補償について

諫早湾干拓事業では、事業開始前に本事業に係る漁協等に対して漁業補償を実施し、合意を得た上で、事業に着手している。

漁業補償の概要

直接、諫早湾干拓事業により、漁場が消滅する長崎県諫早湾内8漁協の他、本事業により影響（再生産等への影響）があると想定された、潮受堤防外の諫早湾内4漁協、島原11漁協、佐賀県の大浦漁協の他、佐賀、福岡、熊本の3県漁連に漁業補償を実施。

(漁業補償契約締結当時の漁協数で整理)

図 - 1 諫早湾干拓事業に係る漁業補償額 一覧表

県	地域	漁業補償額
長崎県	諫早湾内漁協 (潮受堤防内8漁協)	202億円
	諫早湾内漁協 (潮受堤防外4漁協)	41.5億円
	島原11漁協	12.1億円
佐賀県	大浦漁協	8.6億円
	有明海漁連	5.7億円
福岡県	有明海漁連	4.9億円
熊本県	熊本県漁連	4.4億円
計		<u>279.2億円</u>

国は、福岡高裁判決では有効性が認められないとされた漁業補償契約について、別の裁判では有効であると主張しており、それならば、なぜ、福岡高裁開門判決（確定）について、上告し、争わなかったのか益々疑問

調整池の水位を標高 - 1.0mに管理することで、背後地の排水が改善された。

1. 諫早湾の潮位は概ね1日2回干満を繰り返し、大潮の満潮時の平均は標高 + 2.5 m、干潮時は標高 - 2.8 mと、潮位差が大きく、最大では約6 mにもおよぶ大きな変動が見られる。
2. 諫早湾干拓事業により潮受堤防で締切られ、潮位の変動にかかわらず、調整池の水位を平均海水面から1 m低く (標高 - 1.0 m) 管理できるようになった。
3. これにより、最低標高が約 - 0.8 mの低平地である背後地から、常時排水ができるようになった。

図 - 1 諫早湾の潮位変動 (大潮時)

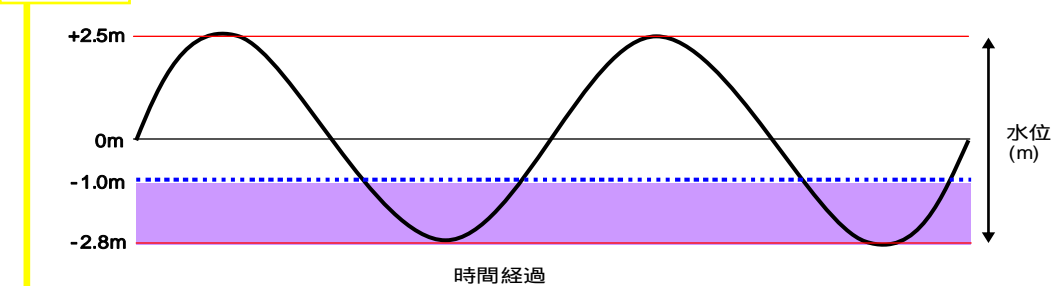
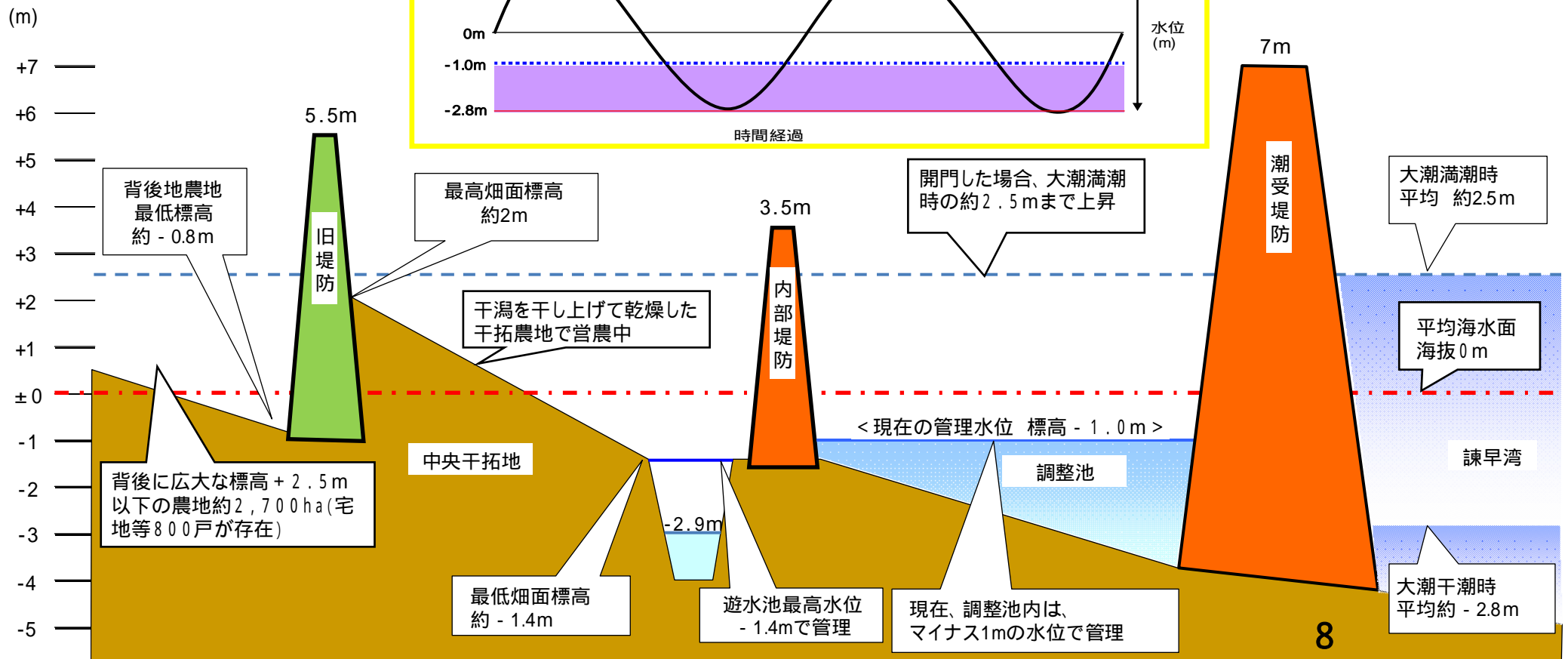


図 - 2 調整池の水位管理



諫早湾干拓事業の完成によって高潮被害の防止に対する防災効果が発揮されている

効果 : 高潮被害防止

潮受堤防が高潮、波浪を遮断するため、台風時においても、高潮被害が生じることがなくなった。

締切り前

昭和 20 年 8 月 台風13号

高潮被害

- 家屋 床上浸水 18戸
- 農業 水稲 1,300ha

最高潮位 +3.21m

波が堤防を越えた!!

参考: H16台風襲来時の状況

潮受堤防内の地域は高潮被害発生なし



堤防外側

排水門に打ち寄せる高波

締切り後

平成 23 年 9 月 台風18号

高潮被害

なし

最高潮位 +3.22m

潮受堤防により高潮を遮断

事業完了後のイメージ



堤防内側

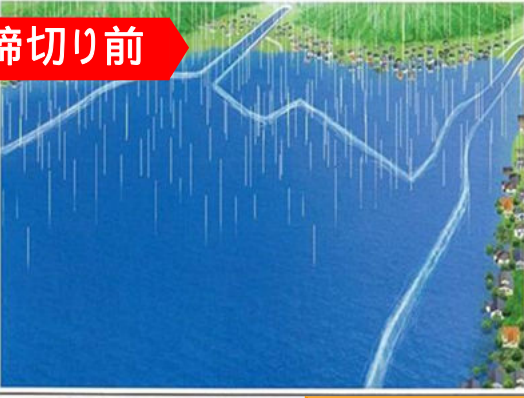
調整池側は静穏で高潮被害なし

洪水の防止、常時の排水改善等に対する防災効果も発揮されており、地域住民の永年の悲願であった台風や大雨に対する安全で安心な暮らしが獲得できている

効果 : 洪水被害防止

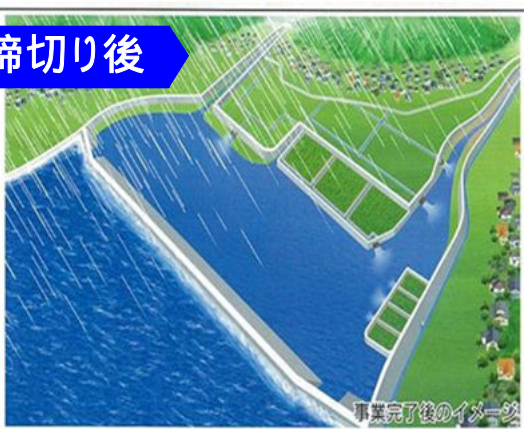
調整池の水位を平均海水面より1.0m低く管理することにより、大雨時においても標高の低い背後地の雨水はスムーズに調整池に流れ込み、湛水被害を抜本的に改善しています。

締切り前



昭和57年7月(長崎大水害)
最大時間雨量 99mm
総雨量 492mm
被害状況
農産物被害額は1億7百万円
湛水状況
湛水が4,5日継続

締切り後



平成11年7月
最大時間雨量 101mm
総雨量 342mm
被害状況
農産物被害額は3百万円
湛水状況
湛水が発生したが同日中にはほぼ解消


事業完了後のイメージ

効果 : 排水不良の改善


締切り前は、潮受堤防内側でもガタ土が堆積して周辺地域からの排水の支障となりちょっとした雨でも一帯が水浸しとなっていました。締切り後はガタ土の堆積がなくなり、スムーズな排水が可能となりました。

締切り前


千鳥川左岸樋門




大開樋門出口付近



締切り後





調整池を水源とする灌漑用水を利用し、大区画で平坦な優良農地を活用した日本農業をリードするモデル的な農業を展開

- 1 現在、38の経営体によって環境保全型農業が意欲的に展開されており、令和3年度の収穫面積は1,224ha（耕地面積672ha）で、収穫された生産物は主な品目で2万トン以上です。
- 2 肥沃な土壌と十分なかん水により生産された農産物は品質が良く、市場や実需者から高い評価を得ています。
- 3 大規模ハウスや集出荷施設、大型農業機械など、先駆的な大規模経営に約60億円が投資され、若い農業者が育つとともに、600人を超える雇用を創出しています。

諫早湾干拓の耕地利用率:196%(全国平均89.6% R3全国耕地利用率:畑)
 全国平均の約2.2倍 耕地のうち41haは利用権未設定、6haは県に貸付

【図 - 1】白木峰より中央干拓地を望む

【図 - 2】中央干拓地のミニトマトハウスと従業員の車の列



【図 - 3】大型機械
 (キャベツ収穫機)による
 収穫状況



【表 - 1】
 新干拓地の収穫面積および収穫量

収穫面積(R3年度)	
品目	面積(ha)
露地野菜	440
施設園芸	27
単棟ハウス	66
飼料作物	325
その他	173
緑肥	193
計	1,224

主な品目別収穫量 (R3年度)	
品目	収穫量(t)
たまねぎ	約7,300
レタス	約6,000
キャベツ	約3,550
にんじん	約1,850
ブロッコリー	約1,600
計	約20,300

営農の状況 1 愛菜ファーム株式会社

愛菜ファームは新干拓地32.9haにおいて、露地園芸と10.1haの施設園芸を組み合わせた大規模複合経営で、たまねぎ、にんじん等を主とした露地野菜とミニトマト、トマト、メロン等の施設野菜を、合わせて7品目を生産しています。

常時雇用、臨時雇用合わせて約130名を雇用し、周年的な生産販売体制による営農に取り組んでいます。

グローバルGAPの認証を取得し、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続可能な農業生産を実施しています。

香港などへのミニトマト等の輸出も行っており、R3年度の輸出実績は約41tです。

国の開門しない方針を受けて、H29年度に国の支援(強い農業づくり交付金)により高度環境制御栽培施設(ミニトマトハウス約3.8ha)を建設し、経営の更なる安定化を図っています。

集出荷施設



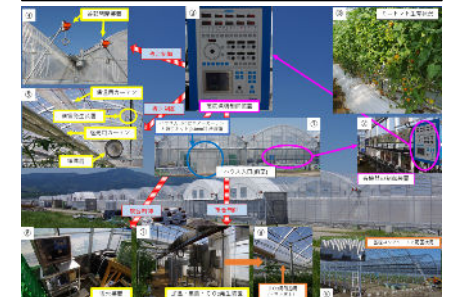
大規模ハウス



輸出の状況



高度環境制御栽培施設の導入



営農の状況2 アリアケファーム株式会社

アリアケファームは、大手食品加工会社アリアケジャパンの子会社で、原料調達から最終製品製造までの一貫生産体制を構築しているアリアケグループの中で、原料となる安全な野菜の安定供給の役割を担い、グローバルGAPの認証を取得しています。

たまねぎの生産方式については、気象災害、人手不足による作業遅延等のリスクを低減し、安定生産を図るため、オランダ製の乾燥施設、病害予察及び機械化システムを導入しています。

たまねぎのサプライチェーン強化のため、新干拓地に入植している営農者と連携して「長崎県加工原材料生産協議会」を設立し、新干拓地42haでたまねぎの大規模な生産活動を展開しており、出荷量2,000tを達成しています。干拓営農者がアリアケファームが生産したたまねぎは、アリアケファームの集出荷施設に集荷され、加工原料として販売されています。これにより、干拓営農者の経営安定化が図られています。



大型機械による
たまねぎの収穫状況



集出荷施設



たまねぎの鉄コンテナ
による乾燥貯蔵



アリアケジャパンの
加工品（一例）



日本一の牡蠣

小長井町漁業協同組合

華漣

長崎県小長井

第1回 かき日本一決定戦

JAPAN Oyster Championships

初代王者 2012.04.01

日本一を受賞した小長井町のかき「華漣(かれん)」



潮受堤防排水門の海岸で、潮干狩りを楽しむ家族連れ



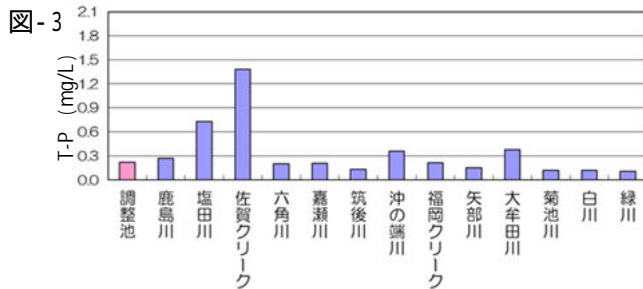
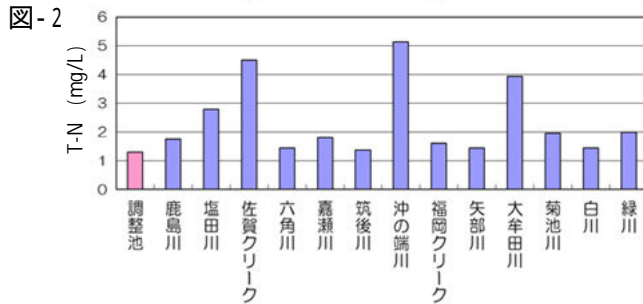
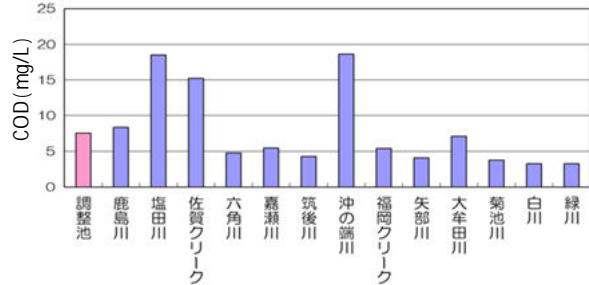
完全手掘りのプリプリなアサリ



調整池の水質は有明海流入河川と比べてみても決して悪くない。

- 1 諫早湾干拓の調整池の水質は、他の主要河川およびクリークに比べても平均程度であり特別には悪くない。むしろ、他の河川の方が水質が劣っているものがある。
- 2 また、その負荷量(COD)が占める割合は、有明海全体の流入負荷の2%。

図-1 調整池と有明海流入河川河口部の代表地点等との水質比較



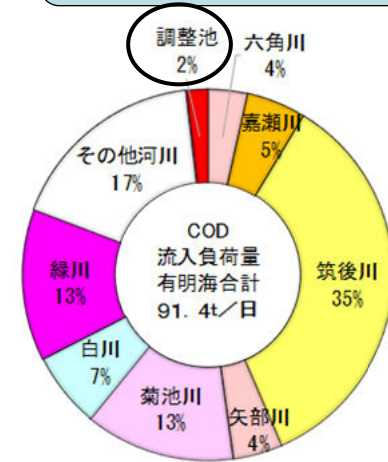
調整池水質: 環境モニタリング結果(九州農政局 平成20年度~平成30年度)
 河川水質: 公共用水域水質測定結果(環境省 平成20年度~平成30年度)
 クリーク水質: 九州農政局調べ(平成20年度~平成30年度)

図-4



図-5 有明海における流域別負荷量

有明海に流入するCOD負荷量全体に占める各河川の割合



出典: 平成30年度水質総量削減に係る発生負荷量等算定調査業務報告書
 平成31年3月環境省水・大気環境局

調整池の流域は3%ながらCOD負荷量の占める割合は2%と低いことから、調整池の水質は特別には悪くない。

有明海周辺のクリークでも白い濁りが見られる。

図-6 クリーク水路(佐賀市諸富町)



図-7 クリーク水路(福岡県大川市)



諫早湾干拓事業で創出された潮受堤防、調整池、新干拓地においては、現在、新しい地域資源として様々な利活用が始まっています。



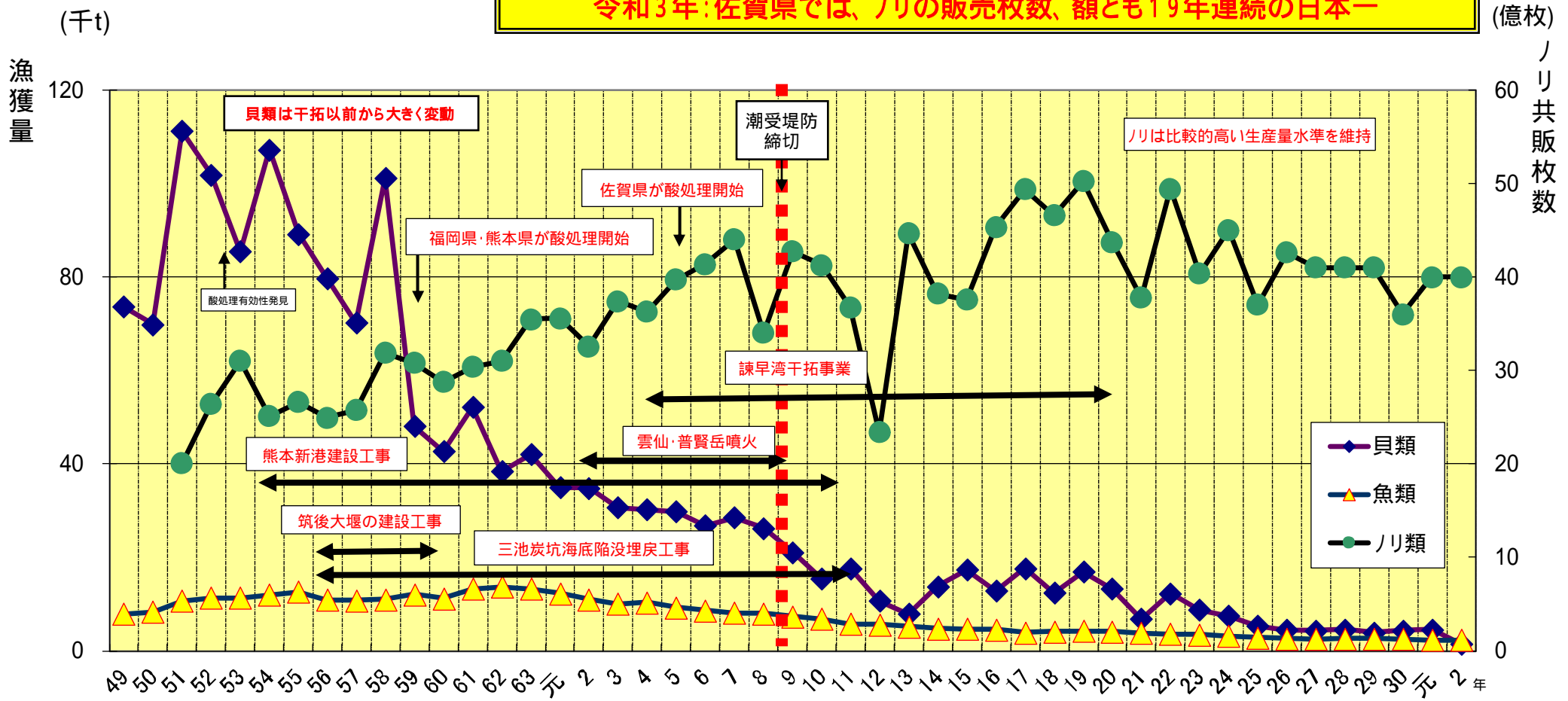
<実施主体> — : 県 — : 民間団体等 — : 県・民間協働

開門問題について

有明海における魚介類が減少した時期は、熊本新港や筑後大堰などの大型公共事業やノリの酸処理剤使用開始時期と一致

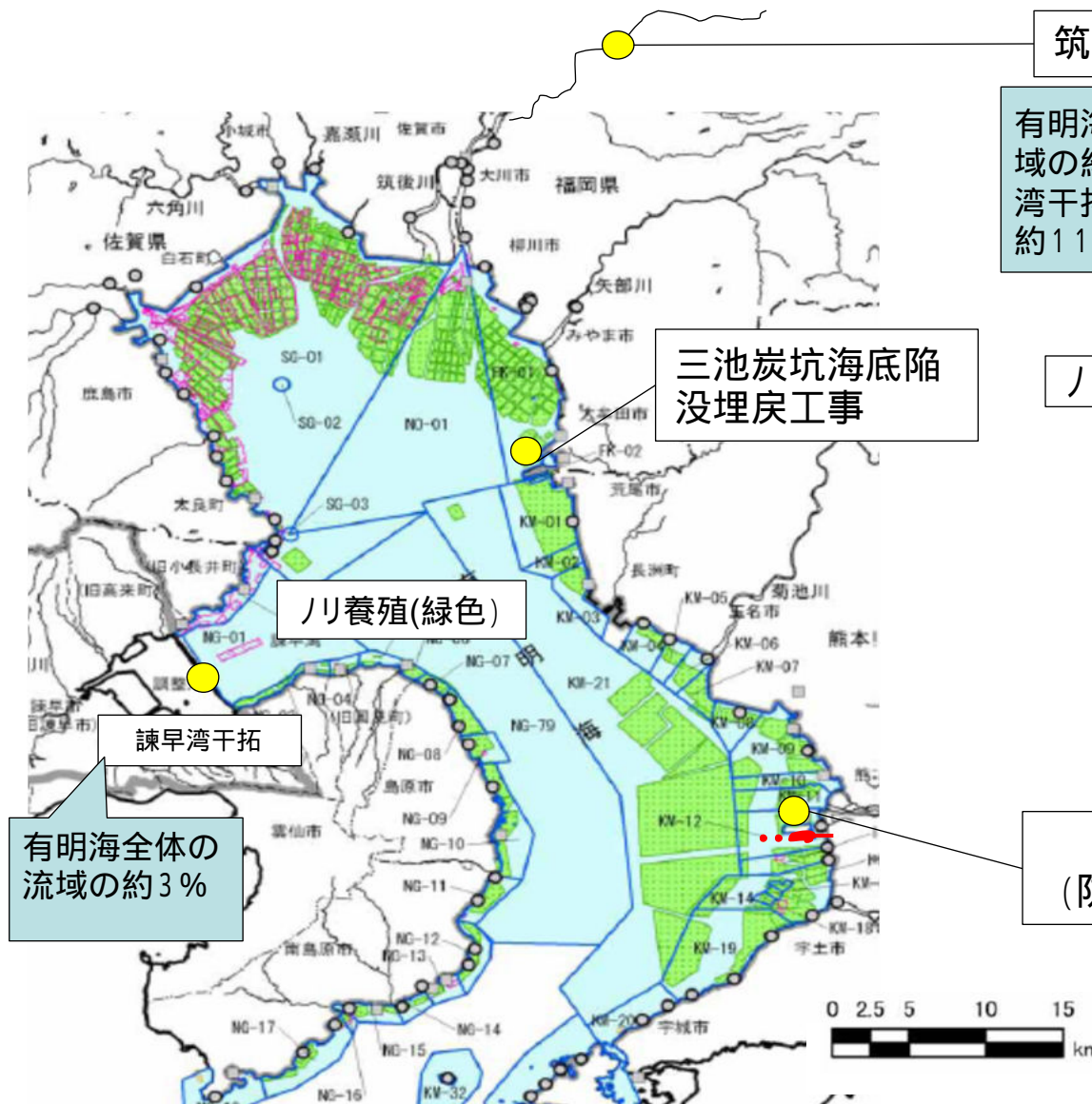
- 1 ノリの生産量は平成12年漁期（平成12年11月～平成13年4月生産）の不作を除けば、比較的高い水準を維持。
- 2 貝類漁獲量の減少傾向は、諫早湾干拓事業が開始されるずっと前から始まっている。
- 3 ノリ養殖への酸処理剤の使用が、貝類等の漁獲量減少に大きく影響しているとの指摘もある。

令和3年:佐賀県では、ノリの販売枚数、額とも19年連続の日本一



出典: 魚類、貝類は農林水産統計年報(暦年) ノリ類は全漁連のり事業推進協議会

有明海に影響を及ぼす可能性のある要因(位置図)



筑後大堰

有明海全体の流域の約34% (諫早湾干拓調整池の約11倍)



三池炭坑海底陥没埋戻工事

ノリ養殖(緑色)



ノリ養殖(緑色)

諫早湾干拓

有明海全体の流域の約3%

熊本新港 (防波堤約3km)



有明海全域における複合的な要因を考慮に入れた総合的な調査・研究、対策が必要です。国においては、筑後大堰の影響や佐賀クリークの汚水排水の影響、ノリ酸処理剤等の影響をしっかりと調べて頂きたい。

開門問題を巡る動き(1)

平成12年 漁期(平成12年11月～平成13年4月)ノリの不作が問題

開門調査を行うべきとの意見

平成14年 短期開門調査実施(4月24日～5月20日に海水導入)

佐賀県知事、福岡・熊本県副知事、三県漁連の立会いの下、農林水産大臣と長崎県知事の合意

合意内容; 「短期開門調査の実施」、「平成18年度の事業完了」、「中長期の開門は、専門家による議論を踏まえ、農水省が判断」

【調査結果】諫早湾干拓事業の影響はほぼ諫早湾内に止まり、有明海にはほとんど及んでいない。

【開門の被害】アサリ等に被害が生じ、国は約6000万円の漁業補償を行っている。

平成15年 中長期開門調査の検討

・ 専門家等による検討会議が開催され、中長期開門調査について、次のとおり報告が出された。

- ・開門の影響を抽出し、諫早湾干拓事業による有明海の環境への影響を検証することは困難。
- ・排水門を開けることにより被害が生じないようにするためには、相当な対策とかなりの時間が必要。
- ・対策を行ったとしても、長期にわたる開門により予測し得ない影響があることを考慮すべき。

平成16年 農林水産大臣の中長期開門調査に関する判断

【亀井農水大臣方針表明】上記を踏まえ、当時の亀井農水大臣が「中長期開門調査を実施しない」と判断し、有明海特措法等に基づき、有明海再生対策を進める。

平成20年 6月27日 佐賀地裁において開門判決(提訴日:平成14年11月26日)

平成20年 7月10日 国・原告控訴

【若林農水大臣談話】

開門問題については、環境アセスを行い、開門調査を含め、今後の方策について関係者の同意を得ながら検討

開門問題を巡る動き(2)

平成22年12月6日 福岡高裁控訴審(前訴)において開門判決

平成22年12月8日 国へ上訴を行うよう要請 < 開門による深刻な影響・被害を被ることが短期開門調査から明らか >

【要望趣旨】

- ・環境アセスの結果を待って、開門の是非については慎重に判断していただきたいこと。
- ・この判決については上訴していただきたいこと。

平成22年12月15日 菅元総理が地元要請を無視し上告断念を表明(12月20日上告期限の経過により判決確定)

平成23年4月19日 地元原告が長崎地方裁判所に提訴 < 開放差止訴訟 >

平成24年11月22日 開門調査に係る環境アセス公表 < 地元が懸念したとおりの結果 >

【環境アセスの結果】

- ・排水門を開門しても、潮流や水質等への影響はほぼ諫早湾内に止まり、有明海の環境改善につながる具体的効果は期待出来ない。
- ・開門されれば、地元の防災、営農、漁業面に深刻な影響が想定される。

平成25年11月12日 開放差止仮処分決定(開門差止請求を認容) < H27.11.10異議審決定 >

【決定概要】

- ・開門による地元への甚大な被害を認めた。
- ・事前対策は、その実現性や効果があるとは認められない。
- ・漁業環境改善の可能性は低いとするアセスの結果を認め、開門の影響の抽出は困難で、開門調査の必要性は高くない。
- ・開門による甚大な被害と開門の公共性、公益性について比較し、前者が優先する。

平成27年9月7日 小長井大浦訴訟控訴審判決 < H20.4.30提訴、H23.6.27一審判決 >

【判決概要】

- ・前訴判決の漁業被害の判断基準を否定し、潮受堤防締切りによる漁業被害を否定

開門問題を巡る動き(3)

平成28年 1月18日～平成29年3月27日 開放差止本訴において開門しないことを前提とした和解協議

【提案内容】

- ・有明海再生策の骨子として、国が100億円規模の有明海振興基金（仮称）の創設を提案
- ・裁判所が既払いの間接強制金や和解金相当額を基金案に組み入れ、諫早湾近傍の漁業環境改善のために活用
関係漁業団体及び自治体の8団体のうち3県の6団体が賛成、1県の2団体は反対

平成29年 3月27日 長崎地裁は、現時点では合意に至る見込みがないとして、和解協議を打切り

平成29年 4月17、19日 開放差止訴訟(本訴)に対し、開門派側は長崎地裁に独立当事者参加申出

平成29年 4月17日 開放差止訴訟(本訴)の長崎地裁判決言渡し

【判決概要】

- ・開門により、原告農業者の農地には塩害、潮風害又は農業用水の水源の一部喪失の発生する高度の蓋然性があり、各原告農業者の被害は、重大というべき。
- ・被告国の予定する事前対策は、実効性に疑問があるものがあり、原告らの被害のおそれは否定されない。
- ・開門がなされても、諫早湾及び有明海の漁場環境が改善する可能性及び改善の効果はいずれも高くない。
- ・開門調査を実施し、調査結果を公表することは一定の公共性、公益上の必要性があるが、実態解明の見込みは不明であり、農業は重大な被害を受ける恐れがあることに照らすと、公共性、公益性は減殺される。
- ・開門による被侵害利益と開門の公共性、公益上の必要性とを比較し、差止請求を認容すべき違法性がある。

平成29年 4月25日 国は、開放差止訴訟(本訴)判決について**控訴せず、開門しない方針を表明**

【山本有二農水大臣談話（抜粋）】

諫早湾周辺の農業者、地域住民等が抱える将来の農業経営や日常生活の安全・安心に対する不安を払拭するとともに、漁業者を始めとする有明海沿岸の関係者に共通する思いである有明海の再生を速やかに進めるため、改めて開門によらない基金による和解を目指すことが本件の問題解決の最良の方策。

平成29年 4月25日 差止訴訟(本訴)判決に対し、独立当事者参加申出人は長崎地裁に控訴状を提出

開門問題を巡る動き(4)

平成30年 2月26日～ 請求異議訴訟控訴審において和解勧告が行われ和解協議

平成30年 3月 5日 福岡高裁が和解勧告の文書で和解の方向性を提示

【和解の方向性】

開門しないことを前提に、開門に代わる基金等の方策による全体的解決を図るものとする。

平成30年 3月19日 開放差止訴訟本訴に係る独立当事者参加申出の福岡高裁判決

【判決概要】

- ・参加人(開門派)の独立当事者参加の申出を却下。
- ・参加人兼控訴人(開門派)の控訴も却下。
- ・開放差止原告の国に対する開門差止請求は、国の控訴権の放棄及び控訴期限経過により終了。
- ・参加人の国に対する開門請求を長崎地方裁判所に移送する。

平成30年 7月30日 請求異議訴訟の福岡高裁判決

【判決概要】

- ・開門確定判決に基づく強制執行は、これを許さない。
- ・開門確定判決に基づく強制執行は、これを停止する。 間接強制金の支払いの停止が認められた。

令和元年 5月22日 請求異議訴訟において最高裁が開門派の上告受理申立てを受理(上告は棄却)

令和元年 6月26日 開放差止訴訟本訴に係る独立当事者参加申出の最高裁決定

【決定概要】

- ・(開門派の)上告を棄却する。
- ・(開門派の上告受理申立てについて)上告審として受理しない。 長崎地裁判決(開門差止請求を認める)確定

令和元年 6月26日 小長井大浦訴訟の最高裁決定

【決定概要】

- ・(開門派の)上告を棄却する。
- ・(開門派の上告受理申立てについて)上告審として受理しない。 福岡高裁判決(開門請求を認めない)確定

令和元年 9月13日 最高裁において請求異議訴訟の判決

【判決概要】

- 原判決中上告人らに関する部分を破棄する。
- の部分につき、本件を福岡高等裁判所に差し戻す。

令和2年 3月10日 長崎地裁において小長井、国見、瑞穂(長崎2次3次)開門請求訴訟の判決

【判決概要】

- 原告らの請求をいずれも棄却する。(開門請求を認めず。)

令和3年 4月28日 福岡高裁が和解に関する考え方を提示

【考え方の要旨】

- 判決だけでは、どのような結論になろうとも、紛争の統一的、総合的かつ抜本的な解決には寄与することができない。話し合いによる解決の外に方法はないと確信している。
- 柔軟かつ創造性の高い解決策を模索するため、和解協議の場を設けることとしたい。国のこれまで以上の尽力が不可欠であり、和解協議における国の主体的かつ積極的な関与を強く期待する。

令和3年10月27日 福岡高裁は、これ以上の協議の続行は難しいとして、協議を打ち切り

令和4年 3月25日 請求異議訴訟差戻審の福岡高裁判決

【判決概要】

- 開門確定判決に基づく強制執行は、これを許さない。
- 開門確定判決に基づく強制執行は、これを停止する。
- 前訴の口頭弁論終結時と比べて、漁業者の漁業行使権への影響の程度が軽減する一方、締切の公共性は増大する方向。漁業者らの請求を認めるに足る違法性があるとは言えない。

開門による影響を比較衡量し、総合的に判断すれば、開門しても、有明海再生につながるとは考えられず、開門の意義は認められない

環境アセスメントの結果では、開門しても、潮流・水質等の影響は、ほぼ諫早湾内に止まり、有明海再生につながらないことは明らかである一方、開門により、地域の防災、農業、漁業、環境に悪影響が出ることが明らかになっている。

【防災面での影響】

- ・ 開門により、調整池の水位調整が困難になるほか、ガタ土の堆積により、周辺地域からの排水に支障が出て、防災機能が低下し、かつてのような洪水被害や排水不良が発生する。

【農業面での影響】

- ・ 農業用水源である調整池が塩水化することで、農業用水源が失われ、農作物に塩害や潮風害が発生する。

【漁業面での影響】

- ・ 海域での濁りや浮泥の堆積等により、カキやアサリなどの漁業被害が発生する。

【環境面での影響】

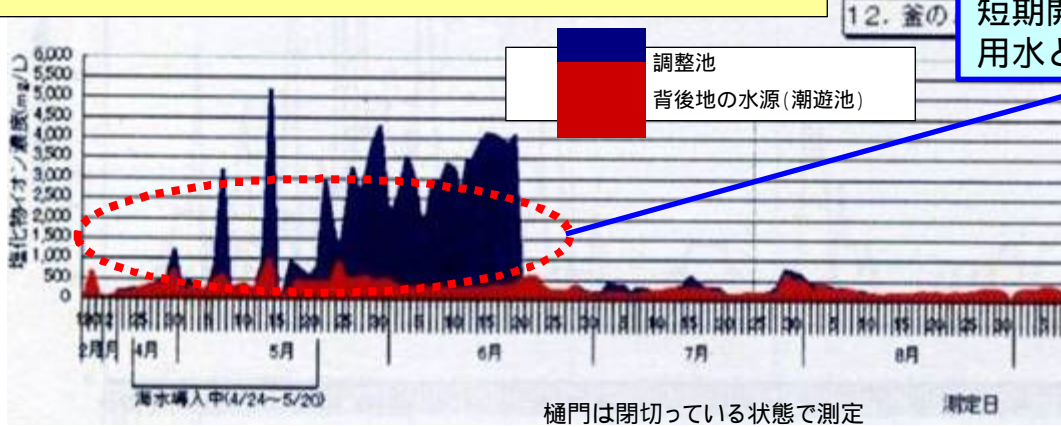
- ・ 調整池に形成されている淡水系の生態系や多様な生物が生息する調整池や干陸地の環境を破壊する。

平成14年に実施された短期開門調査では、地元にも多大な影響・被害を引き起こした。

短期開門調査による影響・被害

- 背後地の農業用水源に塩水が浸入 (図 - 1)
- 調整池等の淡水への回復まで約半年
- 調整池内で淡水魚介類が大量斃死 (図 - 2)
- 海域でアサリ等斃死 (国が補償)
- 調整池内の貧酸素現象出現、プランクトン量の増加 (図 - 3、図 - 4)
- 調整池からのCOD等の負荷が海水導入前より増加 等

図 - 1 背後地の水源と調整池の塩素濃度推移



農業用水として利用できる塩分濃度は200ppm程度以下であり、短期開門調査では、調整池の塩分濃度が5000ppmまで上昇し、用水としては利用はできない値となった。

図 - 2 短期開門調査時における魚類、貝類の斃死状況

斃死魚(フナ、コイ等)回収状況

イシ貝類の斃死状況



池内7.7トン、海域1.1トンの斃死魚を回収

海水の導入で調整池の透明度が上昇し、光合成が促進されて植物プランクトンが増大した。(調整池内で赤潮発生のおそれ)

図 - 3 調整池内の濁りの変化

開門期間中、濁りが減少。

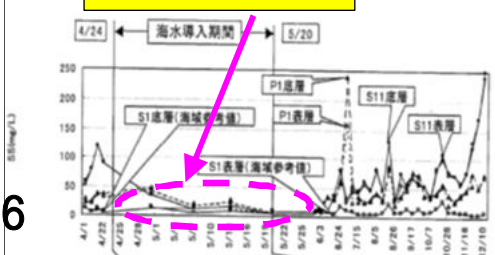
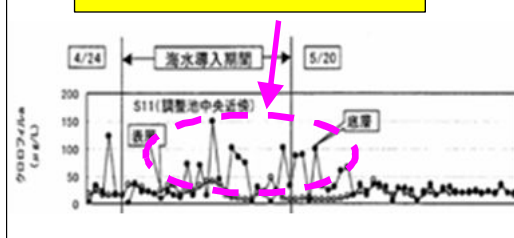


図 - 4 調整池内のクロロフィル量の変化

開門期間中、クロロフィル濃度 (= 植物プランクトン量) が上昇。



諫早湾干拓農地の利用権が終了した営農者らとの訴訟の状況

カモ食害等損害賠償及び開門請求訴訟

提 訴：平成30年1月30日（1次）、令和元年9月20日（2次）

当事者：【原告】平成30年3月末で諫早湾干拓農地の利用権が終了した営農者2者（1次）
諫早湾干拓農地から撤退した元営農者2者（2次）

【被告】国、長崎県、長崎県農業振興公社

請求の内容：

【1次】潮受堤防の締切り、優良農地と虚偽宣伝して欠陥農地に誘引されたことにより、カモによる食害や冷害・熱害等を余儀なくされたとして、損害賠償請求及び開門請求。

【2次】排水不良、冷害・熱害、雑草被害等により、撤退を余儀なくされたとして、損害賠償請求。

これまでの訴訟の経緯と今後の予定

H30.5.21付 開門派漁業者が補助参加申出

R1.9.10付 補助参加を認めない決定

R1.11.12付 1次訴訟と2次訴訟を併合決定

現在、長崎地裁で審理中

土地明渡・賦課金訴訟

提 訴：平成30年3月29日（土地明渡）、令和3年6月18日（賦課金請求）

当事者：【原告】長崎県農業振興公社

【被告】平成30年3月末で諫早湾干拓農地の利用権が終了した営農者2者（上記1次訴訟の原告）

請求の内容：

【土地明渡】諫早湾干拓農地の利用権が終了したにもかかわらず退去しないため、土地明渡を請求。

【賦課金】2者が退去しないため、やむなく土地改良区に支払った賦課金相当額の請求。

これまでの訴訟の経緯

R3.10.25 土地明渡訴訟と賦課金訴訟の併合決定

R4.9.5 長崎地裁判決（公社勝訴。被告2者に農地の明渡を命じる。）

9.13 被告2者が控訴

県・地元が国に求めていること

- 1 平成29年4月の農林水産大臣談話において開門しないとの方針を明確にしたこと及び司法においても令和元年6月の最高裁決定、令和4年3月の請求異議訴訟差戻審判決等、開門を認めないとの判断が続いていることを踏まえ、地元には甚大な被害を及ぼす開門は行わず、開門問題関連訴訟の早期解決を図ること
- 2 有明海の漁業不振の原因究明を進めるとともに、開門しない前提での海域特性に応じた効果的な水産振興策や環境改善対策を実施し、真の有明海再生を目指すこと
特に、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、国が定めた基本方針を踏まえ、本県において実施すべき施策を定めた「有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画」の別表6に掲げられている作濤、覆砂等の大規模事業等を実施すること
- 3 諫早湾干拓調整池の水質保全対策については、事業アセスで掲げた水質保全目標の達成に向け、水質改善のための効果的な対策及び予算の確保を、責任を持って行うこと